

## 北九州市建築物エネルギー消費性能適合性判定等に関する実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)に基づき、北九州市長(以下「市長」という。)が行う法第12条に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、法第19条に基づく建築物の建築に関する届出に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法に定めのあるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能 法第2条第2号に規定するエネルギー消費性能をいう
- 二 省エネ基準 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう
- 三 適合性判定 法第12条第1項及び第2項並びに法第13条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう
- 四 省エネ計画 法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう

### (適合性判定申請)

第3条 法第12条第1項の規定により適合性判定の申請をしようとする者は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号、以下「施行規則」という。)第1条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 法第12条第2項の規定により変更後の省エネ計画について適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第2条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて市長に提出するものとする。
- 3 法第13条第2項の規定により適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第7条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて市長に提出するものとする。
- 4 法第13条第3項の規定により変更後の省エネ計画について適合性判定の申請をしようとする者は、施行規則第7条第1項に基づき、申請書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

### (軽微な変更)

第4条 施行規則第3条に規定する適合性判定における軽微な変更の範囲は、次の各号に定めるところによる。

- 一 省エネ性能の評価に影響しない記載事項等の変更
- 二 省エネ性能が向上する変更

- 三 省エネ性能の評価に建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)第1条第1項第1号イ又はロに基づく計算方法を用いた場合において、変更前の設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ1割以上下回るもので、変更後の設計一次エネルギー消費量の増加が1割以内に収まるものとして「軽微な変更説明書」に記載された内容に該当する範囲の変更
- 四 前三号又は省エネ計画の根本的な変更を除き、省エネ性能の再評価によって省エネ基準の適合が明らかな変更

#### (工事監理報告)

第5条 工事監理者は、工事対象となる建築物が適合性判定を受けている場合、建築基準法第7条第1項又は第18条第16項の規定による完了検査の申請を行う際に、評価項目に応じた工事監理が行われたことが確認できるよう、「省エネ基準工事監理報告書(モデル建物法)」又は「省エネ基準工事監理報告書(標準入力法)」、その他参考となる事項を記載した書類を建築主事に提出するものとする。

- 2 前条の軽微な変更を行った場合は、前項に加え、「軽微な変更説明書」に必要な事項を記入して建築主事に提出するものとする。
- 3 前条第四号に該当する場合、施行規則第11条に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請をしようとする者は、「軽微変更該当証明申請書」の正本1通及び副本1通を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第3項の申請内容が省エネ基準に適合する場合は、「軽微変更該当証明書」により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、第3項の申請内容が省エネ基準に適合しない場合は、「該当しない旨の通知書」により申請者に通知するものとする。

#### (届出)

第6条 法第19条第1項の規定により届出をしようとする者は、施行規則第12条に基づき、届出書の正本及び副本各1通に必要な図書を添えて市長に提出するものとする。

- 2 施行規則第12条第1項に規定する他所管行政庁が必要と認める図書として、省エネ性能の評価に必要な計算書及び根拠資料並びに室毎の床面積を記載した図書を提出すること。

#### (指示の基準)

第7条 法第16条第1項又は法第19条第2項に規定する建築主へ指示を行う基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 基準省令第1条第1項第1号又は第1条第1項第2号の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法による評価結果が基準を超えているもの
- 二 基準省令第1条第1項第1号イ又はロ、第1条第1項第2号ロ(1)、(2)若しくは第1条第1項第3

号ロ(1)による評価において、設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量に比べ1割を超えて上回るもの

三 基準省令第1条第1項第2号イ(1)(i)による評価において、外皮平均熱貫流率が1.54を、又は冷房期の平均日射熱取得量率が3.8を超えるもの

四 基準省令第1条第1項第2号イ(3)又は第1条第1項第2号ロ(3)による評価において、基準に適合しないもの(既存建築物の省エネ性能評価の簡略)

(既存建築物の省エネ性能評価の簡略)

第8条 既存建築物の省エネ性能の評価において、平成28年4月1日以降に新築された建築物(当該建築物の既存部分に係る検査済証の交付日が平成28年4月1日以降のものであって、当該検査済証又はその写し等により、それを確認できる建築物に限る。)についてはBEI(設計一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。))を基準一次エネルギー消費量(その他一次エネルギー消費量を除く。)で除した値。以下同じ。)の評価結果を1.1として、それ以外の建築物についてはBEIの評価結果を1.2として設定することができることとする。

(手数料における床面積算定)

第9条 北九州市手数料条例別表1第120号の8又は第120号の9における非住宅部分の床面積の算定について、次の各号に該当する部分は除外する。

- 一 前条に規定する簡略を行った部分
- 二 複数用途建築物において、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成28年国土交通省告示第265号)別表第2の工場等の倉庫並びに屋外駐車場又は駐輪場の室用途として計算を行った部分
- 三 一次エネルギー消費量の算定対象としない建築物の部分
  - ・工場における生産エリア
  - ・倉庫における冷凍室、冷蔵室及び定温室
  - ・データセンターにおける電算室
  - ・大学・研究所等におけるクリーンルーム等の特殊な目的のために設置される室

(複数棟連携によるエネルギー消費性能向上計画の「他の建築物」に対する特例措置)

第10条 法第12条第1項若しくは第13条第2項の規定により適合性判定の申請をしようとする建築物が、法第34条第1項の申請において認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第3項の規定による記載のある他の建築物である場合は、手数料の算定において、他の建築物の床面積は技術的審査手数料に係る面積に算入しない。

(様式)

第11条 この要綱に関する必要な申請、届出等に必要な文書の様式に関しては、施行規則に定め

るもののほか、建築都市局長が別に定める。

(その他)

第12条 前条までの規定により難しい場合は、別途市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。